

令和2年度 高崎市 市民後見人養成講座

市民後見概論①

弁護士法人



弁護士 星野 啓次

目次

第1 市民後見人

第2 成年後見制度

第3 基本理念

第4 成年後見人の役割

第1 市民後見人



『市民後見人の活動』

判断能力の不十分な人の権利や財産を守る(権利擁護)



本人の思いに寄り添い、その地域で尊厳ある生活の支援をする。



専門職後見人のような特別な知識や経験、資格は要求されない。

むしろ、「地域性」を生かし、これまでの「社会経験」に基づく、**素朴な疑問や生活感覚が必要。**

※ 専門職後見人との違い「支援の質」(身上監護が中心)

市民後見人が持つべき意識

○市民後見活動は**社会福祉に貢献**する。

社会貢献を生きがいに

○市民後見人は「**チーム**」の一員(問題を1人で抱え込まない)

「餅は餅屋」

本人に関わる介護・福祉・医療関係者との連携

関係者との良好な関係づくりを

(誠実な対応, バランス感覚)

○市民後見人の**責務**は大きい

1人で判断することは避ける。

「報・連・相」の徹底を

第2 成年後見制度



『成年後見制度とは・・・』

精神上的の障害により判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な者について、後見人等の機関がその判断能力を補い、判断能力の不十分な者の生命，身体，自由，財産等の権利を擁護することを目的とする制度。

成年後見制度

判断能力が不十分である方が対象(法定後見)。

cf. 任意後見制度(任意後見契約に関する法律)

本人が契約締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になった場合に備える。



成年後見制度とは

判断能力の不十分な者が、本人単独では財産管理、
身上監護の契約をすることが出来ない場合。



本人の援助、本人に代わって手続をする人を選任。
財産管理・身上監護の契約を間違いないようする。



それが、成年後見制度

第3 基本理念

① 自己決定権の尊重

② 現有能力の活用

③ ノーマライゼーション

(障害のある人も、家庭や地域で通常の生活
ができるような社会を作ること。)



本人意思尊重義務と身上配慮義務

『民法858条』

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

※ 旧制度は、財産保護重視であったが、身上配慮義務が新設。


財産管理と身上監護

成年後見人の職務は、大きく分けると以下の3つとなる。

財産管理事務
(民法859条 I)

身上監護事務
(民法858条)

家庭裁判所への報告事務
(民法863条)



成年後見制度は『誰のため』の制度？

- Q1**, 親族が生活費が足りず、本人の財産からお金を貸して欲しいと言ってきた。
- Q2**, 親族から本人のところに面会に行ったので、日当、交通費を出して欲しいと言われた。
- Q3**, 推定相続人から、相続税対策のため、生前贈与して欲しいと言われた。

「本人の意思の尊重」と「本人の安全・保護」
との調和

成年後見の理念



後見人の義務優先



- ① 高齢者の自己決定権の尊重
- ② ノーマライゼーション
- ③ 現有能力の活用



本人の安全・保護

「本人の人生の物語りをより豊かにする」

第4 成年後見人の役割 ～事例紹介～



【事例】 ～独居世帯～

申立人（妹）

本人（兄）

- 本人には子どもなし。妻は10数年前に他界。
- 長らく借家で1人暮らし。
- 唯一の親族は、遠くに住む妹
- 妹も高齢で最近とみに体力が衰えてきた。
- 本人の家は、ゴミが散乱、不衛生な状態

成年後見人の役割

- 本人のために財産管理や身上監護など必要な支援。
- 本人にとって最適な高齢者施設と入所契約を締結。
⇒衛生的で快適な生活の実現
- 清掃業者に依頼し、ゴミの片付け。
⇒借家の明渡を実現
- 単身高齢者の「孤立死」の防止。
⇒「孤立死」発生の社会的コストが解消。



成年後見制度の社会的意義

- 成年後見制度は、「本人のための制度」
- 同時に、高齢者を取り巻く人・街・行政にも関わる。



『社会貢献的な制度』

